

国立健康危機管理研究機構の創設に伴う 法令の所要の整備について（報告）

- 令和7年4月に、国立感染症研究所と国立国際医療研究センター（NCGM）を統合し、国立健康危機管理研究機構を設立する。
- これに伴い、感染症法に、機構に対する厚生労働大臣の事務の委任規定及び権限の委任規定を設けたところ、機構職員が質問等を行う際の身分証の様式など、その実施に関し必要な事項を省令に規定する。【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の改正】
- 感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律（平成11年法律第114号）等に基づく各種告示について、以下の内容の改正を行う。

改正対象の告示

- 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）
- インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成11年厚生省告示第247号）
- 性感染症に関する特定感染症予防指針（平成12年厚生労働省告示第15号）
- 結核に関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第72号）
- 麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）
- 風しんに関する特定感染症予防指針（平成26年厚生労働省告示第122号）
- 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（平成27年厚生労働省告示第260号）
- 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成30年厚生労働省告示第9号）

改正の主な内容

- 「国立感染症研究所」や「国立国際医療研究センター」の記載について、「国立健康危機管理研究機構」に記載を変更する。
- 主語が「国」となっていた記載のうち、「国立感染症研究所」が実施していた内容について、「国立健康危機管理研究機構」を主語に明記する。
- その他、機構と地方衛生研究所等との連携に係る地域保健法の改正等を踏まえた所要の改正を行う。

その他関係法令の改正(感染症法・インフル特措法・地域保健法等)(案)

- 感染研が現に行っている事務等を新機構に委任する【**感染症法の改正**】
- 政府対策本部長が新機構代表を政府対策本部に呼び、意見聴取できるようにする【**インフル特措法の改正**】
- 新機構と地方衛生研究所等との連携を強化する【**地域保健法の改正**】

※ 地域保健法改正を実現するため、附則改正ではなく整備法による改正となる

【感染症法の改正】

現在、国立感染症研究所の職員が、国の職員として、感染症法に基づき行っている事務等を新機構に行わせるため、感染症法を改正し、新機構に対する厚生労働大臣の事務の委任規定及び権限の委任規定を設ける。

＜委任される主な事務＞

- 全国のサーベイランス情報の集約(医師や都道府県等からの報告受理)及び分析
- 必要に応じた積極的疫学調査(例:クラスター班による施設への立ち入り調査など)・検体収去など
- 上記に必要な要請・命令等の執行

【インフル特措法の改正】

新機構が、政府対策本部において、科学的知見について意見を述べるができるよう、新機構の位置づけ等について所要の規定の整備を行う。

【地域保健法の改正】

新機構の設置法において、新機構の業務として地方衛生研究所等に対する情報提供や人材育成の支援を規定することに併せて、地方衛生研究所等が新機構と情報提供及び人材育成において連携することに関する規定を整備する(「地方衛生研究所等」を明記。)

新機構 → 地方衛生研究所等

感染症の検査技術の普及・試薬の提供・職員の研修 など

地方衛生研究所等 → 新機構

検査情報の報告・独自分析結果の共有などの情報共有

新機構と地方衛生研究所等との連携を強化し、全国的な検査能力やサーベイランス能力の向上を図る